

船橋市生活保護受給者就労支援事業実施要領

（事業の目的）

第1条 本事業は、生活保護受給者で稼働能力を有する稼働年齢層（15歳以上65歳未満）の者のうち就労支援対象者選定会議において選定した者（以下、支援対象者という。）に対して専門的就労支援相談員による就労に必要な支援を行い、生活保護世帯の自立助長を図ることを目的とする。

（事業の概要）

第2条 本事業の目的を達成するために、業務委託によりキャリアカウンセラー、キャリアコンサルタント等の就労支援に関する資格を有する者、あるいは、前記の者と同等程度の知識・能力を有する者により就労支援相談業務を行うものとする。

（事業の期間）

第3条 事業の期間は、1年を4サイクルに区切り、1サイクル3ヶ月と定める。

2 原則 1 サイクル期間内での就業決定を目標として、40人以内の支援対象者に支援を実施する。

3 1 サイクル期間内で支援対象者の辞退、就職決定等で対象人数が30人を下回った場合は、必要に応じ支援対象者の人数を補充し事業を実施するものとする。

（支援対象者）

第4条 支援対象者は、現業員が稼働年齢層一覧リストを参考に選定した者のうちから、就労支援対象者選定会議において就労支援優先順位を決定した上で選定するものとする。

（支援の期間）

第5条 支援の期間は原則として3ヶ月とする。ただし、3ヶ月で就労に至らない場合、就労支援対象者選定会議において支援継続の可否を検討し、最長6ヶ月までは支援期間を延長することができるものとする。

（就労支援対象者選定会議）

第6条 就労支援対象者選定会議は、課長、主幹、課長補佐、査察指導員、就労支援担当員をもって組織する。

2 会議においては、現業員が各地区から選定した支援対象予定者の就労支援優先順位を決定する。

3 会議においては、1サイクル期間内で就労に至らなかった支援対象者の就労支援期間の延長可否を決定する。

（支援の方法）

第7条 支援の方法は、次のとおりとする。

- (1) 現業員が支援対象者を原則として1名選定し、支援対象者個人票（様式1）を作成する。
- (2) 就労支援対象者選定会議において就労支援優先順位を決定し、就労支援担当員は就労支援対象者名簿（様式2）を作成する。
- (3) 現業員は支援対象者から同意書（様式3）を受理する。
- (4) 就労支援相談員、就労支援担当員及び現業員等により求職目標設定指導、求人カウンセリング、応募書類作成指導、面接トレーニング、ハローワーク同行指導、採用者に対するフォローアップトレーニング等の支援を行う。

（補 則）

第8条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。